

厚生労働省和歌山労働局発表
令和元年5月21日(火)

担
当

厚生労働省和歌山労働局
労働基準部健康安全課
健康安全課長 宮下 康彦
産業安全専門官 三木 邦章
電話 073(488)1151
FAX 073(475)0113

平成30年の労働災害発生状況

～ 死亡災害は過去最少であるものの、休業4日以上之死傷災害は増加 ～

和歌山労働局（局長 まつぶちあつき 松淵厚樹）では、このたび、和歌山県内における平成30年の労働災害発生状況について取りまとめましたので、お知らせします。

平成30年の休業4日以上之死傷者数1,153人

- ・ 前年に比べ、37人(3.3%)増加した。
- ・ 業種別では、製造業が265人(平成29年276人)と最多であり、次いで商業151人(同110人)、運輸交通業143人(129人)、建設業140人(同130人)、保健衛生業139人(同143人)、農林業93人(同107人)と続いており、これら6業種で931人が被災し、全体の8割を占める。
特に、商業で41人(37.3%)、運輸交通業で14人(10.9%)と大幅に増加している。
- ・ 事故の型別では、転倒災害(238人)、墜落・転落災害(207人)、動作の反動等(152人)、はさまれ・巻き込まれ災害(147人)の順となり、これらが全体の6割以上を占めている。

平成30年の死亡者数は6人

- ・ 平成29年の9人から3人減少し、過去最少の6人となった。
- ・ 年齢別では50歳代以上の死亡者数が4人であり、全体の3分の2を占めた。
- ・ 災害の要因では、台風21号に関連した作業中に3人が被災した。

労働災害防止対策の推進について

和歌山労働局では、第13次労働災害防止計画に基づき、死亡災害の撲滅及び災害多発業種に対する業種の特性に応じた対策や業種横断的な対策等、重点事項として掲げている施策をはじめとする労働災害防止に向けた様々な取組を行っております。

事業者、労働者の皆様におかれましても、引き続き安全衛生に対する意識の向上と労働災害防止活動の推進に、より一層の御協力をお願いいたします。

添付資料

- ・平成 30 年労働災害発生状況
- ・平成 30 年死亡災害発生状況
- ・和歌山労働局第 13 次労働災害防止計画（概要）
- ・労働者の安全と健康確保に御協力をお願いします。
（和歌山労働局労働災害防止対策リーフレット）
- ・「STOP！転倒災害プロジェクト」リーフレット
- ・「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」リーフレット
- ・第 92 回全国安全週間リーフレット

平成30年 死亡災害発生状況（確定）

和歌山労働局

死亡累計	署	災害発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災害発生状況
1	和歌山	3月	製造業	飛来、落下	玉掛用具	50歳代	作業者	15年以上 20年未満	天井クレーンを用いてつり荷(機械製品、重量約2t)を移動中、急に荷のバランスが崩れ、荷が落下し、クレーンを運転していた被災者が下敷きになったもの。
2	橋本	5月	建設業	墜落、転落	足場	60歳代	作業者	20年以上 25年未満	焼却施設の解体工事において、足場板の撤去作業を行っていたところ、高さ約16メートルの場所から足場と煙突駆体の間に墜落したものの。
3	御坊	9月	清掃・と畜業	転倒	その他の環境等	30歳代	作業者	15年以上 20年未満	台風21号が付近を通過中、事業場内の通路において、仰向けに倒れている被災者が発見されたもの。
4	和歌山	9月	建設業	墜落、転落	屋根	50歳代	作業者	20年以上 25年未満	台風21号で破損したスレート屋根をビニールシートで養生中、スレートが折れ、約3メートル下の地面に墜落したものの。
5	田辺	10月	その他の事業	墜落、転落	屋根	40歳代	作業者	20年以上 25年未満	台風21号で破損した倉庫のスレート屋根の補修作業中、屋根の明かり取り部分を踏み抜き、約6.2メートル下の地面に墜落したものの。
6	和歌山	11月	製造業	飛来、落下	フォークリフト	60歳代	運転者	1年未満	トラックの荷台から荷を降ろすため、ワイヤロープを荷とフォークリフトのバックレストに掛けフォークリフトを後退させたところ、荷台から荷が落ちそうになり、支えようとした被災者が下敷きになったもの。

第13次労働災害防止計画(概要)

和歌山労働局

計画の目標

計画期間:2018年4月1日~2023年3月31日

全体

死亡災害:15%以上減少(51件 43件) 死傷災害:10%以上減少(5,581件 5,022件)

業種別

製造業……………13次防期間中の死亡災害を10件以下とする
建設業……………13次防期間中の死亡災害を12件以下とする
運輸交通業…13次防期間中の死亡災害を5件以下とする
林業……………13次防期間中の死亡災害を2件以下とする

その他目標

規模50人以上の事業におけるストレスチェックの実施率を90%以上(82.6%:2016年)
腰痛の発生件数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で10%以上減少
職場での熱中症の発生件数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で10%以上減少

5つの重点事項

- (1)労働災害を減少させるための重点施策
- (2)労働者の健康確保のための重点施策
- (3)治療と仕事の両立支援対策
- (4)リスクアセスメントの普及促進
- (5)関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体との連携強化

重点事項ごとの具体的取組

(1) 労働災害を減少させるための重点施策

死亡災害の撲滅及び災害多発業種に対する業種の特성에応じた対策
製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
建設業における墜落・転落災害、崩壊・倒壊災害等の防止
陸上貨物運送業における荷役作業時の安全対策
農林業対策(農業:収穫時の墜落、林業:伐木作業)
第三次産業対策(働く人に安全で、安心な店舗・施設づくり推進運動)
業種横断的対策
転倒災害の防止
高年齢労働者の特성에応じた対策
交通労働災害防止対策

(2) 健康確保のための重点施策

過重労働による健康障害防止対策の推進
職場におけるメンタルヘルス対策等の推進
化学物質、石綿による健康障害防止対策
腰痛及び熱中症防止対策の推進
定期健康診断有所見率改善対策

(3) 治療と仕事の両立支援対策

治療と職業生活の両立支援ガイドラインの周知、啓発
企業と医療機関の連携の促進
両立支援コーディネーターの養成
疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

(4) リスクアセスメントの普及促進

労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進
企業単位での安全衛生管理体制の推進 等

(5) 専門家の活用と関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体との連携の強化

安全衛生専門人材の育成
労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用
高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
労働災害防止団体活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進

労働者の安全と健康確保に御協力をお願いします。

厚生労働省では、労働災害の削減や治療と仕事の両立支援等、労働者の安全と健康確保に向けて取り組んでいます。

これらを達成するには、事業者、労働者の皆さまの御協力が不可欠です。快適な職場環境の形成促進に御協力をお願いします。

労働災害防止計画について

厚生労働省では、労働災害の防止対策を総合的かつ計画的に推進するために、労働災害防止計画を策定しています。労働災害の防止に向けて、事業者、労働者等の関係者が一体となって取り組んでいます。

第13次労働災害防止計画(和歌山労働局)の概要

計画期間 平成30年(2018年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日

計画の目標

- ・ 死亡災害を15%以上減少 休業4日以上の死傷災害を10%以上減少
- ・ 労働者数50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施率90%以上
- ・ 腰痛の発生件数を10%以上減少
- ・ 職場での熱中症の発生件数を10%以上減少

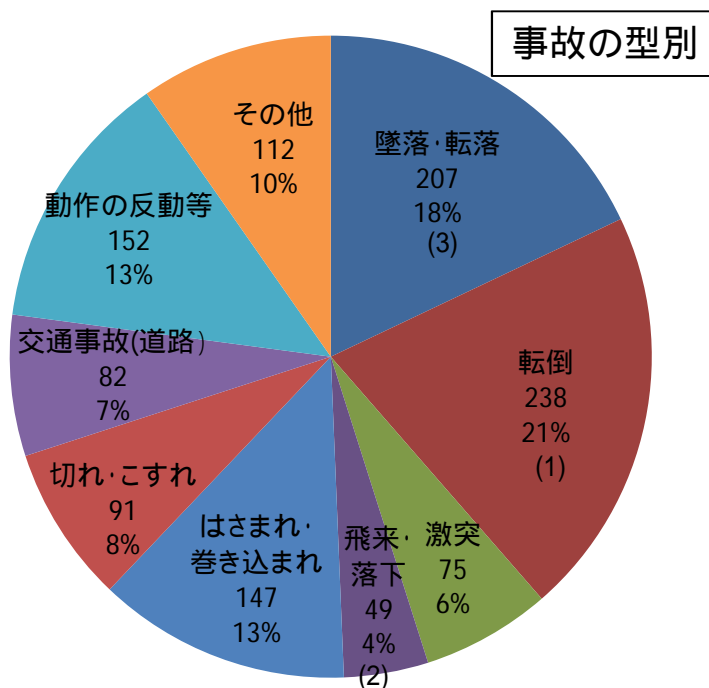
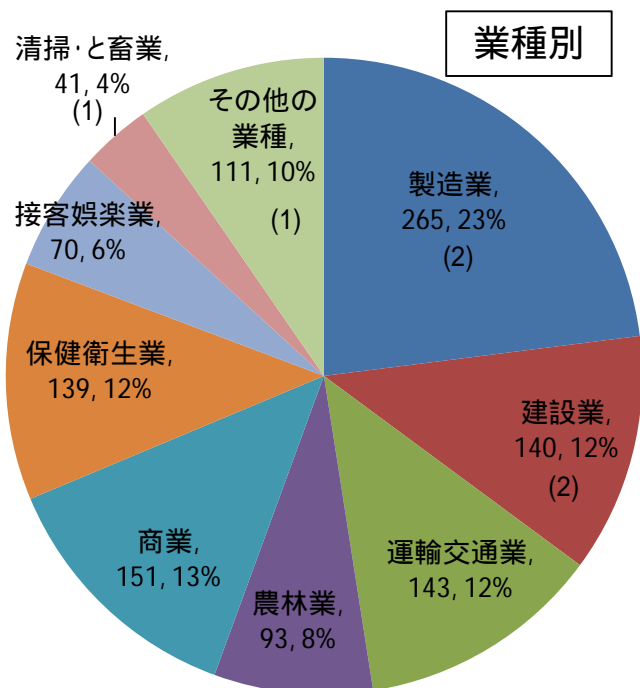
重点事項

- (1) 労働災害を減少させるための重点施策
- (2) 労働者の健康確保のための重点施策
- (3) 治療と仕事の両立支援対策
- (4) リスクアセスメントの普及促進
- (5) 関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体との連携強化

和歌山県における労働災害の発生状況

和歌山県内では平成30年に1,153件の労働災害(休業4日以上)が発生しました。業種別で見ると、製造業、商業、運輸交通業、建設業、保健衛生業の順となっております。

また、事故の型別では、業種横断的に発生している転倒が最も多く、建設業や運輸業で多い墜落・転落、社会福祉施設などで見られる無理な動作・動作の反動等(腰痛を含む。)が多くなっております。



括弧内は死亡災害件数(内数)

出典: 厚生労働省 労働者死傷病報告(平成30年)



主な取組事項について概要を紹介いたします。詳しくは厚生労働省ホームページや労働局及び各労働基準監督署に設置しているリーフレット等ご活用ください。

STOP！転倒災害プロジェクト

厚生労働省および労働災害防止団体では、休業4日以上死傷災害のうち最も件数が多い転倒災害の減少を図るため、2015年から「STOP！転倒災害プロジェクト」を開始し、一定の成果を得られたところですが、依然として転倒災害は死傷災害における発生割合が大きく、さらなる取組が必要であることから、期限を設けずに継続されています。

今こそ、「転倒災害」の撲滅を目指しましょう。

転倒災害の典型的なパターン



転倒災害防止対策

作業通路における段差や凹凸、継ぎ目等の解消
4Sの徹底による床面の水濡れ、油污れ等のほか
台車等の障害物の除去
照度の確保、手すりや滑り止めの設置
危険箇所の表示等危険の「見える化」の推進
安全な歩き方、作業方法の推進
作業内容に適した防滑靴等の着用の推進
定期的な職場点検、巡視の実施
転倒予防体操の励行

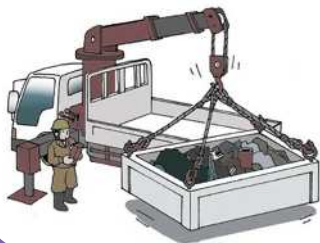
既存不適合機械等更新支援補助金

労働安全衛生法第42条等に基づく構造規格の改正措置により、最新の構造規格の適用が猶予された既存の機械等であって、最新の構造規格に適合しないものを所有する中小企業等に対し、最新の構造規格に適合し、かつ構造規格の基準を超える高水準の安全衛生を有する機械等の普及を促進する観点から、当該機械の改修、買替え等に要する費用の一部に対する補助金を交付します（募集開始は7月頃を予定）。

* 補助金の執行団体は建設業労働災害防止協会本部になります。問合せ等は当該団体の更新支援補助金事務センターまでお願いします。

移動式クレーンの過負荷防止措置

フルハーネス型墜落制止用器具



移動式クレーン構造規格に適合しない既存の過負荷防止措置（つり上げ荷重が3トン未満のものに限る）を更新するための改修、買い替え等に要する経費
・1機あたり最大10万円



墜落制止用器具の構造規格に適合しない既存の安全帯を一定の基準に適合するフルハーネス型墜落制止用器具に更新するための買換え等に要する経費
・1本あたり最大12,500円

「平成31年度中小規模事業場安全衛生サポート事業」のご案内

中央労働災害防止協会（中災防）では、国の補助事業として、安全衛生の専門家が集団研修や現場確認・アドバイスを行っております。安全・安心な職場づくりにご活用ください。

	個別支援	集団支援
内容	安全衛生の専門家が現場・店舗等を確認し、安全衛生の取組についてアドバイス	安全衛生全般の基本に関する研修や、特定のテーマに絞った実践的な研修
(例)	・転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防 ・機械設備の安全化等 ・職場巡視に同行し、巡視ポイントのチェック ・メンタルヘルス対策・健康づくりのアドバイス	・リスクアセスメント・機械災害の防止 ・作業手順書の作成・危険予知活動 ・ヒューマンエラー対策・メンタルヘルス対策 ・化学物質のリスクアセスメント 等
対象	製造業、鉱業、第三次産業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場	労災保険加入の製造業、第三次産業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場を主な構成員とする集団、団体等
費用	無料	
時間	2時間程度	





STOP! 転倒災害

プロジェクト

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!



まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、**転倒の危険を見える化しましょう！**

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

転倒危険！



コメント

切り取り線

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

STOP! 転倒 検索

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、適時にチェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!

休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.8万件**と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

特徴2 特に高齢者で多く発生!

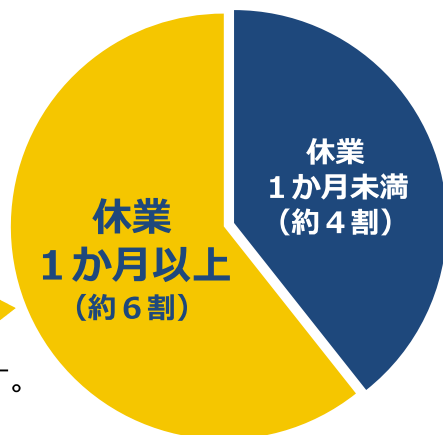
高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが**約3倍**に増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割!

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。

特徴4 冬季に多く発生!



降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。



「平成29年転倒災害による休業期間の割合」労働者死傷病報告 (厚生労働省) より作成

転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか?

滑り	つまずき	踏み外し
 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 路面等が凍結している。 	 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ (水、油、粉など) を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 移動や作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒 検索

STOP! 熱中症

令和元年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —


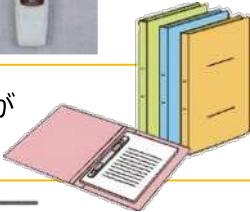
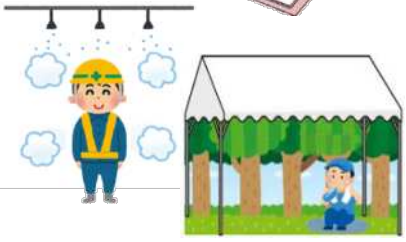



職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間平成31年4月、重点取組期間令和元年7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した 暑さ指数計 を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。	
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 暑さ指数を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/>	服装などの検討	通気性のいい作業着 を準備しておきましょう。 送風機能のある作業服 や クールベスト なども検討しましょう。	
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょ。	
<input type="checkbox"/>	熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から 管理者を選任 し、事業場としての 管理体制を整えましょ。	
<input type="checkbox"/>	緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知ましょ。	

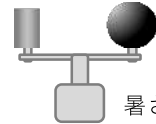
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置	<p style="text-align: center;">休憩！</p>
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	
<input type="checkbox"/>	涼しい服装など	
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え 、暑さ指数に応じて 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

STEP
3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

☐ **異常時の措置**

～少しでも異変を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底**しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取り**ましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びま**しょう。



全国安全週間

期 間：令和元年7月1日(月)～7日(日)

【準備期間：令和元年6月1日(土)～30日(日)】

スローガン

あら じだい
新たな時代に PDCA
きず さいしょくば
みんなで築こう ゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、平成30年の労働災害については、死亡災害は過去最低となりました。しかし、休業4日以上之死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で前年を上回ります。また、平成30年には、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者などの関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第13次労働災害防止計画」や、企業での自主的な安全衛生管理のための取組を体系的かつ継続的に実施するための仕組みである「労働安全衛生マネジメントシステム」に関するJISが制定されました。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」のスローガンのもと、事業者が労働者の協力の下に、マネジメントシステムの基本をなす PDCA サイクル「計画(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 改善(Act) という一連の過程」を確立し、事業場での自主的な安全衛生管理をより一層推進するとともに、安全な職場環境を形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成31年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

実施者の実施事項

① 安全衛生活動の推進

ア. 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備 (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任 (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化 (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ. 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施 (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足 (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実 (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ. 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底 (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ. リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善 (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

オ. その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承 (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア. 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項 a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用 b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施 c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施 d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保 (イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策 a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施 b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ. 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施 (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進 (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施 (エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施 (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ. 林業の労働災害防止対策

(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施 (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施 (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施 (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施 (エ) トラックの逸走防止措置の実施 (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ. 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析 (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知 (ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化 (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア. 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消 (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置 (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施 (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ. 交通労働災害防止対策

(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施 (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施 (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発 (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ. 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

(ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実 (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化 (ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施 (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施 (オ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施

エ. 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)

(ア) WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施 (イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定 (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取 (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認 (オ) 熱中症予防に関する教育の実施 (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請 (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

厚生労働省 安全衛生



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp/>

中央労働災害防止協会 安全週間



あんぜんプロジェクト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

あんぜんプロジェクト



職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>

職場のあんぜんサイト



詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署